

## 応募規定

### (1) 注意事項

(イ) 応募作品は、応募者が撮影し、すべての著作権を有しているものに限り、他者の作品や著作物の応募は無効とします。また、人物を撮影した場合は、応募者が責任をもって被写体ご本人に、写真を本コンテストに応募されること、広報物（ホームページや冊子等）に掲載されることについて、肖像権の承諾を得てからご応募ください。

(ロ) 応募者が作品の対象（撮影地・施設・人物等）について撮影の許可を得たものとしてください。

肖像権や著作権等の第三者の権利侵害があった場合、当委員会は一切責任を負いません。

(ハ) 応募作品の著作権は応募者に帰属しますが、応募された時点で農村振興に関する広報・PR・広告宣伝・プロモーション・各種イベント等の公益目的の用途に限り、無償で使用することについて同意したものとみなします。

また、国・広島県内の地方公共団体、地方公共団体が出資もしくは構成員になっている団体及び土地改良区による広報・PR等の用途が、農村振興に資すると判断した場合は、無償で使用することについて同意したものとみなします。

(ニ) 以下にあてはまる作品の応募は禁止とします。

- ・ 立入禁止、撮影禁止場所で撮影したもの
- ・ 第三者の著作権、肖像権その他の諸権利を侵害するもの
- ・ 他の印刷物、展覧会等で使用されているもの
- ・ 公序良俗に反するもの
- ・ 営利を目的とした情報提供、広告宣伝もしくは勧誘行為にあたるもの
- ・ 個人・企業・団体などを中傷したり、プライバシーを侵害するもの
- ・ 他の個人・企業・団体等になりすましたもの
- ・ 本コンテストの適正な運営を妨げるもの
- ・ その他事務局が不適切と判断するもの

(ニ) 入賞通知後に、応募規定の違反等が判明した場合、入賞を取り消すことがあります。

### (2) 応募作品の二次利用等

(イ) 県及びその他行政機関等の利用

応募作品は、本コンテストの広報活動に利用させていただくほか、農村振興に関する広報・PR・広告宣伝・プロモーション・各種イベント等の公益目的の用途に限り、各種広報媒体（ホームページ、SNS含む。）にて使用することに同意したものとみなします。

なお、使用する際に画像を加工させていただく場合があります。

また、国・広島県内の地方公共団体、地方公共団体が出資もしくは構成員になっている団体及び土地改良区による広報・PR等の用途が、農村振興に資すると判断した場合は、当該団体に提供することに同意したものとみなします。

(ロ) 民間企業等の利用

応募作品について、(イ)に記載した地方公共団体等以外（民間企業等）から利用希望があった際は、応募者の同意を得た上で、利用できるものとします。